

本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置について

令和3年7月30日
(令和6年9月27日更新)
出入国在留管理庁

Q1： なぜ、令和3年5月のタイミングで今回の措置を新たに講じることとしたのですか。

A1： これまでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、本国への帰国が困難な外国人に対する特例措置として、ミャンマー人の方に対しても、「特定活動」などの在留資格を付与することで対応してきました。しかしながら、令和3年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、ミャンマーにおける国内情勢は不透明な状況であることから、新型コロナウイルス感染症とは別の緊急避難措置として、当分の間、就労可能な在留資格を付与することとしたものです。

Q2： 令和4年4月15日から新たな取扱いをすることとしたのはなぜですか。

A2： 本措置は、ミャンマー国内における情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人の方などを対象に、緊急避難措置として行っているものであることから、本措置開始時は、今後のミャンマー情勢を見極める必要がありました。その後も、今なお事態の改善に向けた動きが見られないことから、今般、新たな取扱いをすることになりました。

なお、ミャンマーにおける国内情勢が改善されていないと認められる場合には、在留期間更新許可を受けることが可能です。

Q3： 「自己の責めに帰すべき事情」とは具体的にどのようなことを想定しているのですか。

A3： 例えば、本国からの送金による経費支弁を受けて留学生として在留していた方が、本国からの送金が途切れて除籍・退学を余儀なくされた場合は、自己の責めに帰すべき事情とは取り扱いません。一方、適正に技能実習が実施されているにもかかわらず、自らの意思で実習実施先を離脱するに至った技能実習生などは、自己の責めに帰すべき事情と取り扱うこととしています。

Q 4 : 「自己の責めに帰すべき事情」の判断は、現在の在留資格の活動だけでなく、過去の在留資格の活動も関係するのですか。

A 4 : 主に、現在の在留資格に係る活動状況により判断することとなりますが、留学生や技能実習生などとして在留していた方については、過去の在留資格に係る活動状況やその他の個々の事情も考慮し、総合的に判断することとなります。

Q 5 : 「自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者」に対し、「週 28 時間以内の就労可」としたのはなぜですか。

A 5 : 受入機関の責めによることなく、現に有する在留資格の活動を故意に中断した方が、活動制限のない「特定活動（6 か月・就労可）」の許可を受けることについては在留管理上の問題があり、一定の条件を付することとしたものです。
ただし、令和 4 年 4 月 15 日以降、「特定活動（6 か月・週 28 時間以内の就労可）」を許可されてからおおむね 1 年間刑罰法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っていると認められるなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて「特定活動（1 年・就労可）」を許可することとしています。

Q 6 : 留学生として日本の大学で勉強していますが、今回の特例措置に係る「特定活動」に在留資格を変更した方がいいですか。

A 6 : 本措置は、既に我が国に在留しているミャンマー人の方で、技能実習生や留学生などとしての活動を終了したものの、ミャンマー国内における情勢不安を理由に帰国することができない方が、引き続き日本に在留できるようにするための緊急避難措置であるため、現在の在留資格に基づく活動を継続している方については、当該在留資格で在留していただくことができますので、在留資格を変更する必要はありません。

Q 7 : 難民認定申請中のミャンマー人の方についても、今回の緊急避難措置の対象となりますか。

A 7 : 対象となります。難民認定申請を行っているミャンマー人の方についても、今回の緊急避難措置による在留資格変更許可申請を受け付けます。

Q8： 不法滞在中のミャンマー人の方は、今回の緊急避難措置の対象となりますか。

A8： 不法滞在中であっても、在留特別許可が相当な方については今回の緊急避難措置と同様の対応をとります。ただし、在留特別許可の許否判断は、個別の事案ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行、当該外国人の本国情勢等、諸般の事情を総合的に勘案して行うものであるため、現在のミャンマー情勢のみをもって、一律に、在留特別許可となるというものではありません。

Q9： 今回の措置に係る「特定活動」への在留資格変更が許可された技能実習生について、生活費及び帰国旅費については、技能実習生として受け入れていたときの監理団体（企業単独型の場合は実習実施者）が負担するという理解でよいですか。

A9： 技能実習生の技能実習終了後の帰国については、技能実習法施行規則において、監理団体（企業単独型技能実習については実習実施者。以下同じ。）が「技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること」と規定されており、帰国予定の技能実習生の在留資格が本措置に基づく「特定活動」に変更された場合であっても、監理団体において、当該技能実習生が帰国可能となるまでの間、技能実習生の所在を確認するとともに、技能実習生の状況に応じて帰国までの生活に係る必要な措置を講じてください。

また、技能実習終了後の帰国費用についても原則として監理団体が負担する必要があります。

この「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国費用については、技能実習法施行規則第37条に定める「その他諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習実施者から徴収することができますが、技能実習生に負担させてはなりません（これまでと異なる受入れ機関において就労する場合も同様です）。

なお、外国人技能実習機構では、技能実習終了後であっても、技能実習生からの相談に母国語で対応しています。

Q10： 令和6年10月1日から、技能実習を修了していない技能実習生を対象者として、新たな取扱いをすることとしたのはなぜですか。

A10： 技能実習を修了していない技能実習生が、緊急避難措置を誤用・濫用的に利用している事例が散見されていることを踏まえて、自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となり、監理団体等が実習先に係る必要な措置を講

じたにもかかわらず新たな実習先を確保できなかった場合に、緊急避難措置に係る「特定活動（1年・就労可）」の在留資格変更許可申請を可能とする取扱いとしました。

なお、監理団体等が新たな実習先を確保するための必要な支援を行わない場合には、外国人技能実習機構に相談してください。

<p>Q11： 提出資料に追加された「説明書」は、誰が作成するもので、どのようにして入手することができますか。</p>

A11： 「説明書」は、団体監理型技能実習の場合は監理団体、企業単独型技能実習の場合は実習実施者が作成する書類です。監理団体等が、技能実習の継続が困難となった理由、実習先変更に係る必要な措置の実施状況について記載する書類となっていますので、在留資格変更許可申請を行う前に監理団体等に作成を依頼し、他の申請書類と併せて提出してください。

なお、監理団体等が「説明書」の作成を行わない場合や、監理団体等が既に廃業しているなど「説明書」を作成してもらえない場合には、その旨を地方出入国在留管理官署に相談してください。